

申告受付を行います

◎申告に必要なもの

①所得が確認できるもの

□給与所得者、年金所得者

- ・源泉徴収票の原本（複数ある場合は全て）

□漁業、農業等の事業所得者

- ・簡易決算書又は収支内訳書
- ・収入及び経費が分かる帳簿及び水揚証明書、出荷証明書、領収書など
- ・預金通帳等

②所得控除が確認できるもの

□医療費控除

- ・領収書、支払証明書など
（受診者及び病院ごとに集計されていない場合は受付いたしません。必ず事前の集計をお願いします。）



□生命保険料控除、地震保険料控除

- ・控除証明書

□社会保険料控除

- ・国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料等の領収書など支払額がわかるもの

□障害者控除

- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書（いきいき健康推進課で交付を受けてください）

□住宅取得控除

- ・借入金年末残高証明書など

③印鑑

④預金通帳

（所得税を口座振替で納税する場合、銀行印も必要です）

⑤確定申告書（税務署から送付されている場合）

帳簿がないと申告受付できません！

事業所得（農業・漁業等）のある方の申告受付には、収入・経費がまとめられた「帳簿」のほか、

「簡易決算書」、又は、「収支内訳書」が必要です。

平成26年1月から事業を営む全ての方に、収入や経費を帳簿に記帳することと、その保存が義務付けられました。

そのため、申告受付の際には、日々の売上げや経費が記帳された「帳簿」と、その内容をまとめた「簡易決算書」又は「収支内訳書」が必要です。

帳簿等の提出がない場合、

申告受付ができません。

必ず事前の作成をお願いします。

※「簡易決算書」には、様式の定めがありませんので任意の様式で構いません。ただし、1年分の収入及び経費（科目別）がまとめられている必要があります

※昨年2月～3月に村体育館で申告をされた際に、事業所得（農業・漁業等）があった方には、「簡易決算書」の様式例を送付しておりますので、ご活用下さい

むつ税務署からのお知らせ

確定申告はお忘れなく

■平成27年分の確定申告と納付の期限は、次のとおりです

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税：3月15日(火)
- 消費税及び地方消費税：3月31日(木)

むつ税務署では、次のとおり申告書作成会場を開設しております

開設期間	2月10日(水)～3月15日(火) (9:00～17:00 土・日・祝日を除く)
開設場所	下北合同庁舎3階

※所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れにご注意ください

■申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」が便利です

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、誤りのない所得税や消費税の確定申告書、青色申告決算書などを作成できる便利なシステムです。作成した確定申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

■確定申告電話相談センターをご利用ください

確定申告に関するご相談は、「確定申告電話相談センター」の専門スタッフがご答えしております（自動音声案内で「0」を選択）。

お問い合わせ むつ税務署 Tel.0175-22-3294